北海道のひまわり基金法律事務所に赴任してみませんか？

1.退任支給金制度の設立

道弁連は、北海道内のひまわり事務所に赴任した弁護士が**退職金１００万円を受け取れる制度を**設立しました！

2.支給要件

- 北海道内のひまわり事務所であること
- ３年以上の任期を務めること

詳細は道弁連のホームページを確認してみてください→



北海道弁護士会連合会
令和８年４月２０日